

広報 

みさと号外

第9報 平成28年9月29日発行

本震から半年が経とうとしています
防災意識は常に高めておきましょう



ご自宅に通知が届いていませんか？

り災証明・り災届出証明の申請受付及び発行時間について、平日の午前9時から午後5時15分まで役場両庁舎で行っています。発行の準備ができた方から順番に「り災証明発行通知書」を郵送にてお送りしています。

◇受付・発行時間 午前9時～午後5時15分

◇申請受付窓口 【中央庁舎】総務課 ☎46-2111 (代表)
【砥用庁舎】健康窓口課 ☎47-1115 (直通)
被災者支援相談窓口

◇発行窓口 【中央庁舎】総務課 ☎46-2111 (代表)
【砥用庁舎】企画情報課 ☎47-1111 (代表)

これまでに、「り災証明発行通知書」を受け取られている方で、「り災証明書」の受け取りがお済でない方は、お早めに上記発行窓口までお越しください。



災害で通行止となっている道路の復旧の見通しについて

4月の熊本地震と6月の集中豪雨により数多くの道路が被災しました。現在、町道においても通行止めとなっている箇所が14路線で18か所あります。通行規制で町民の皆様方には大変ご不便をおかけしていますが、9月末段階での復旧の見通しについて、国道・県道を含め、主な町道の状況をお知らせします。

復旧の見通し一覧

路線名	場所	復旧の見通し
国道218号	今	片側交互通行中。崩壊法面切削の災害復旧工事を計画。用地取得後応急本工事に着工予定。年内に暫定2車線通行を確保の予定。
県道三本松甲佐線	甲佐平(中村)	用地取得が完了し10月に工事発注予定。来年3月目標に通行止解除予定。
同上	同上(筒川)	災害復旧工事の設計中で10月の災害査定後工事発注予定。来年6月を目標に通行止解除予定。
同上	同上(桑野)	道路上部は緊急治山工事で来年1月着工予定。その後道路災害復旧工事に着工し、来年6月を目標に通行止解除予定。
同上	川越(用来)	災害復旧工事を施工中。12月末に通行止解除予定。
県道困砥用線	川越(貫平)	災害復旧工事の設計中で10月の災害査定後工事発注予定。大規模な被災のため当分の間通行止の見込み。
県道清和砥用線	洞岳(藤木)	応急本工事を施工中。12月末に通行止解除予定。
町道下原高木線	下中郡(下原)	9月に工事発注済み。来年2月に災害復旧工事完了予定。
町道高木線	同上(高木)	9月に工事発注済み。来年1月に災害復旧工事完了予定。
町道第二岩野線	岩野	10月に工事発注。来年2月に災害復旧工事完了予定。
町道目磨今線	今	10月に工事発注。東側の岸壁崩落箇所は来年2月、西側の石積崩壊箇所は来年3月にそれぞれ災害復旧工事完了予定。
町道船津吐合線	豊富(福良)	法面崩壊2箇所は10月に工事発注予定。船津側路肩決壊箇所は災害査定後の測量設計中。
町道内園小崎線	川越(用来)	応急工事を工事中。11月中に仮設道路、防護柵設置工事完了で通行止解除予定。
町道金木鶴越線	大井早(山瀬)	10月に工事発注。12月を目標に通行止解除予定。
町道勢井下福良線	大井早(勢井)	3箇所の内勢井神社側の1箇所は10月工事発注予定。下福良側の道路上部は緊急治山工事で先行し、その後道路災害復旧工事を着工のため、当分の間通行止の見込み。
町道柏川朝見線	柏川(黒茂)	災害査定後の測量設計中。大規模な被災のため当分の間通行止の見込み。
町道小夏線	二和田(小夏)	河川護岸の被災として10月初旬の災害査定後工事発注予定。12月を目標に通行止解除予定。

裏面もご覧ください 



お見逃しなく！災害関連情報

美里町ホームページ



国民健康保険・後期高齢者医療保険について 一部負担金免除証明書・一部負担金還付の受付をはじめました

熊本地震により住家が全壊・大規模半壊・半壊の被災をされた方は、医療機関を受診の際、10月からは**免除証明書の提示が必要**になります。

半壊以上の被災を受けられた方は下記の手続きをお願いします。※町外でり災証明書の交付を受けられた方も含みます

対象者：熊本地震により住家が全壊・大規模半壊・半壊の被災をされた方
9月15日までにり災証明を発行し、半壊以上の判定の方には、証明書の申請案内をお送りしています

一部負担金免除証明書の申請

10月から医療機関の窓口で一部負担金の免除を受ける場合は、免除証明書の提示が必要になります。
(平成29年2月末まで)

必要書類等

- ・一部負担金免除申請書（申請窓口に備えつけ）
- ・被保険者証
- ・り災証明書
- ・印鑑（スタンプ式不可）

忘れずにご持参ください！



医療費（一部負担金）の還付申請

4月14日の地震発生後に医療機関の窓口で医療費（一部負担金）を支払われた場合は、還付をいたします。申請口座への還付金の振込みは1～2か月かかりますので早めに手続きをお願いします。

必要書類等

- ・一部負担金還付申請書（申請窓口に備えつけ）
- ・被保険者証
- ・り災証明書
- ・印鑑（スタンプ式不可）
- ・医療費の領収書（支払証明書でも可）
- ・振込先の通帳
(国保は世帯主名義の通帳・後期は被保険者名義の通帳)

一部負担金の還付の対象とならないもの

- ・4月14日の地震発生時刻前受診分の一部負担金
- ・入院時食事代・部屋代（ベッド代）
- ・針灸、あんま、マッサージ、整骨院等の受療費用
- ・コルセット等の治療用装具代
- ・その他、保険診療外の費用



受付場所（3か所）

- ・（中央庁舎）住民課保険年金係
- ・（砥用庁舎）健康窓口課総合窓口係
- ・東部出張所

注意事項

◎免除証明書につきましては、後期高齢者医療保険は両庁舎での即日交付になりますが、国民健康保険は中央庁舎住民課のみ即日交付です。砥用庁舎・東部出張所は後日郵送となります。

◎一部負担金の還付申請は、医療機関受診月の翌月10日を過ぎてから申請ください。

問合先

住民課保険年金係 ☎ 46-2113（直通）



農地の災害復旧に対する補助率を改正します

経済課では、国の補助事業に該当しない農地（田・畑）の小災害等を、個人で復旧する場合「美里町土地改良事業費補助金」として「機械器具賃借料（リース代等）及び原材料費」の合計額の3割以内を補助しておりましたが、激甚災害指定年度の農地災害復旧に限り8割以内を補助するように改正しました。

現行 機械器具賃借料（リース代等）及び原材料費の合計額の**3割以内**



改正 機械器具賃借料（リース代等）及び原材料費の合計額の**8割以内**

事業を実施される場合は、必ず事前に申請書を提出していただく必要があります。

必要書類等

- ①機械器具賃借料（リース代等）の費用の明細がわかるもの。（見積書等）
- ②原材料費（生コン等）の数量、明細がわかるもの（見積書等）
- ③現地の写真等

※4月の熊本地震並びに6月の豪雨災害は既に激甚災害に指定されていますので、補助率は8割以内となります。
※この改正は平成28年4月14日（熊本地震前震発生日）にさかのぼって適用します。既に申請され3割以内の補助を受けられた方には経済課より連絡いたします。
詳しいことは役場経済課耕地係までお問い合わせください。

問合先

経済課耕地係 ☎ 46-2114（直通）

